

## 7. 障害者支援施設鎌取晴山苑

1. 運営方針
2. 事業別運営計画
3. 各部署の業務方針について
4. 行事について
5. 職員の育成について
6. 施設整備
7. 地域との連携
8. コンプライアンスに関すること

# 平成31年度 事業計画

障害者支援施設 鎌取晴山苑

## 1. 運営方針

- (1) 利用者一人ひとりのニーズを十分に把握するとともに、個性や主体性を尊重し、安心・安全そして快適な生活を過ごすことができるように支援します。
- (2) 施設が持っている福祉サービスの専門機能を活かし、地域福祉の向上に努めます。
- (3) 個別支援の実現にむけたケアガイドライン(全身協)に基づき、常時介護と医療的ケアを必要とされる方々へ個別支援の実現と提供するサービスの質の向上に努めます
- (4) 利用者が安全で心豊かに生活できるよう、生活環境の整備に努めます。
- (5) 良質な福祉サービスを持続的かつ安定的に提供するため、以下の事業安定化計画を実施致します。

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| ①利用促進管理計画    | ②広報・PR計画    | ③サービス向上管理計画 |
| ④食事提供満足度向上計画 | ⑤自立支援計画     | ⑥業務改善計画     |
| ⑦行事計画        | ⑧アクティビティ計画  | ⑨健康管理計画     |
| ⑩生活向上計画      | ⑪環境整備計画     | ⑫尊厳及び権利擁護計画 |
| ⑬経営管理計画      | ⑭キャリアパス推進計画 | ⑮リスク管理計画    |
| ⑯人材育成計画      | ⑰労働環境改善計画   | ⑱記録管理計画     |
| ⑲コスト削減計画     | ⑳施設整備事業計画   | ㉑市場調査・開拓計画  |
| ㉒物品購入計画      | ㉓施設設備維持管理計画 |             |

## 2. 事業別運営計画

### (1) 日中生活介護サービス事業(100名)

利用形態に応じた、より良いサービスの充実を図るため以下のように単位分けを行います。

#### ① 日中生活介護サービス(I) (入所 80名)

常時介護を必要とする利用者、入浴、食事、排泄等の介護のほか、障害種別ごとに分けた活動を提供致し、心身共にリフレッシュできるよう支援を進めます。  
曜日毎の活動を中心に、クリエイションを主とした日中活動及びイベント行事を取り入れリハビリ計画と連動した内容で計画致します。

#### ② 日中生活介護サービス(II) (通所 20名)

常時介護を必要とする利用者、入浴、食事、排泄等の介護のほか、送迎サービスを含め、日中活動を提供し、心身共にリフレッシュできるよう支援を進めます。  
現在提供している日中活動に更なる付加サービス(レク・サークル等)をかけ利用者の満足度を高め、高稼働率を維持していきます。

イベント行事を計画して、利用促進・キャンセル抑制を図る。

健康講座等開催し健康増進を促し、体調不良によるキャンセル抑制を図ります。

また、新規利用者獲得のため、体験ツアー、見学会、DM送付等の対策を行います。

(2) 短期入所サービス (8名)

在宅生活を継続希望されている利用者への支援 (6床) と何らかの事情により自宅で過ごす事が困難な利用者の支援にて、当苑施設入所希望を前提とした利用者の居室を確保して支援に繋げていきます (2床)。

短期入所リピーター確保のための対策を強化する為、日中の時間にアクティビティを加え稼働率向上を目指します。

CS 向上の為の取組みとして、短期入所担当者を生活支援員から選出し調整、支援を進めます。

また、医療的ケアが必要な障がい児者の受入れを積極的に支援するため看護師 1 名を配置し、福祉型強化短期入所とし重度児者に対応した手厚い看護・介護サービスも実践して参ります。

(3) 施設入所支援サービス

待機者を増やすための取組みとして、生活介護 I の日中活動の付加サービス強化と職員の意識改革、業務改善を都度図り組織強化をしていきます。

医療ニーズの必要性の高い利用者の受け皿としての機能と、軽度・中度の利用者が共に過ごせる環境整備を強化することにより、地域社会での福祉施設の拠点となり信頼を勝ち取れる施設への転換を目指します。

(4) 相談支援事業

施設入所者及び入所予定者等が施設入所サービス等を利用する前に、施設入所者等にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援をします。

また、相談利用者の状況に併せて、様々な視点から支援を行う事が出来るように、福祉職以外の職種も相談援助が出来る環境を整えて支援を進めていきます。

地域の福祉課題への積極的な取り組み、地域に根ざした地域福祉の拠点となるよう、その存在意義を示していきます。

(5) 本年度重点課題

①昨年より看護師の適正配置により福祉強化型短期入所サービス費を取得、常勤看護師配置加算を算定し、医療的ケアへの取り組みを強化したが引き続き取り組みを強化する

また、医療的ケア対応支援加算も同時算定する取り組みも行います。

②「地域共生社会」の実現に向けて、障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、共生型生活介護への取り組みを検討します。

③長期短期入所利用者 (30 日以上) の長期連続利用日制限設定、年間利用日数 180 日設定の適正化) について関係各所と調整を図り、新規利用者の獲得を強化します。

④必要とする医療的ケアを事故のないように安全に実施し、利用者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」も積極的に取り組んでまいります。

### 3. 各部署の業務方針について

#### (1) 生活サービス課

##### 相談支援係

- ① 利用者のニーズを抽出し尊厳や自立を促す計画立案を進めていきます。
  - ・利用者との対話・意見交換等の場にて意見・要望の抽出を図ります。
  - ・個々のニーズを把握して、持続性のある計画立案を勧めます。
  - ・利用者の状況で大まかな変化が見られなくとも、年2回は定期カンファレンスを開催し、利用者・家族、職員間での支援の方向性や妥当性の確認等検証し、計画に反映していきます。
  - ・状況変化が見られた際は直ちに計画変更を検証します。
- ② 拡張的事業展開の実践
  - ・相談支援事業所等への定期的な訪問活動等を実施し、関係性の強化を図ります。
  - ・市場原理・市場調査を常にリサーチし、利用促進活動を積極的に実施して利用者の獲得を目指します。
  - ・他事業者とのサービスの差別化を図り、安定した事業運営を継続します。
  - ・効果的な営業ツールの確立を目指します。
  - ・稼働率・収入・支出の管理強化を図り、適正規模の運営を検証します。

##### 生活支援係

利用者の主体性を尊重し、利用者の立場にたった、個別支援の実現と日常的な生活支援、良質かつ安心・安全な支援のための仕組みづくりを行うために下記の取組みを中心に行います。

- ①科学的介護を追及し、支援の在り方について検証します。(ケアガイドライン参考)
- ②外部研修の参加と報告(水平展開)と内部研修への参加及び協力を求めます。
- ③職員個々の課題や専門的見地により、研修への参加を促し、専門職・役職者としての資質の向上を図ります。
- ④人事考課や力量チェックを活用し、職員個々の指導・育成計画に基づき統一した人材育成を実践します。
- ⑤定期的な育成面談を通じ目標の共有と明確化を図り、職員個々のやりがいに繋げると共に積極的に行動できる組織風土を構築していきます。
- ⑥役割を意識して行動できるようフォロワーシップ体制を構築し、信頼関係の高いチームワーク体制を確立していきます。利用者が快適に過ごせるよう、安全・安心を第一に努めます。

#### (2) 看護課

利用者の医療的ケアの充実のため、介護との連携強化を図り、安心・安全な看護の提供に努めます。

##### ① 健康管理の充実

嘱託医による健康相談、定期健康診断の実施、他部署との連携により疾病などの早期発見、健康の保持に努めます。

## ② 集団感染の予防

常に各種感染症情報等の収集を行い、インフルエンザ、ノロウイルス等による苑内集団感染を予防するため、感染症対応マニュアルに基づき迅速かつ統一した対応の徹底を図ります。

## ③ 研修会の充実

医療安全管理の徹底と看護の質の向上を図るため、医療・保健・衛生面等の援助に必要な知識・技術の習得を図る実践研修を行います。

また、介護職員等によるたんの吸引等が適切かつ正確にできるよう研修の充実を図ります。

## ④ 薬の管理の徹底（誤薬防止）に努めます。

## ⑤ 医療的ケアを必要とされる利用者が多いことから、介護との連携強化のため生活支援業務にも積極的に関わっていきます。

## (3) リハビリテーション

① 利用者の日常生活の維持、残存機能等をできる限り低下しないよう、利用者に適した運動療法（集団訓練、個別訓練に区分）を実施いたします

② 意思疎通困難者に対するリハビリは、体力維持と気分転換を重視し、自力体動困難者に対しては、廃用性機能低下予防を図る運動療法を行います。

③ リハビリ実施計画書に沿ったプログラムを実施し、頸椎損傷、四肢麻痺等の加算も継続して取り組んでまいります。

## (4) 給食

利用者に美味しく、安心・安全で喜んでいただける適時適温の食事の提供をいたします。

① 利用者の視点に立った嗜好調査及び利用者満足度調査を年2回実施し、利用者の声（意見・要望）を給食業務改善に反映します。

② 利用者自ら選べる食事の提供を目指し、選択食（月2回）の充実を図ります。

また、利用者が移りゆく季節を感じるとともに、苑内行事を楽しんでいただくため行事食の充実を図ります。

## (5) 環境整備

利用者が安全で安心して快適な生活を過ごせるように、日常清掃、害虫駆除、消毒等の清潔・衛生環境及び各種設備の保守管理を適切に行うとともに、季節ごとに草花の植え替え、樹木の剪定等の苑庭の整備などの環境美化に努めます。

## (6) 防災

訓練・研修等を通じて、利用者・全職員の防災意識を高め、大規模災害、火災等に対する適切な対応ができるよう、技術・心構え等の習得を行います。

### ① 防火関係

消火訓練年2回及び夜間想定避難訓練を年1回、夜間通報訓練を年2回実施します。

② 大規模災害関係

地震想定避難訓練を年1回実施します。

③ 地域連携

火災や地震等の緊急時に利用者が安全に避難できるよう、地域の町内自治会との協力体制を充実します。

4. 行事について

利用者の生活が潤いのあるものになるよう、そして四季の移り変わりを楽しんでいただけるよう各種の催しを行います。

(1) 年中行事

①お花見会②暑気払い③そーめん流し④秋祭り⑤障害者週間の催し⑥クリスマス会

(2) 月行事

①各クラブ活動（音楽クラブ、ちぎり絵、陶芸）②ホーム喫茶③買物代行④映画鑑賞⑤グループ外出

(3) 各種団体等主催行事の参加支援

①市・県主催のスポーツ大会、②県身協主催のオセロ大会、ハーティーコンサート

5. 職員の育成について

(1) 人材育成計画・キャリアパス推進計画を軸に新人教育システム、力量チェックの再構築を図り、利用者の多種・多様なニーズに的確に対応できる人材を育成するため、年間教育訓練計画表に基づく研修（介護支援技術、専門性またはテーマ別研修）に職員を派遣いたします。

また、この研修成果を積極的に学ぶ職員内部研修成果発表会（月1回）を開催し職員の資質向上に努めます。

6. 施設整備

(1) 苑庭内遊歩道補修工事

ご利用者様、ご来苑者様の方々に安全・安心に苑庭内散歩いただけるよう旧遊歩道を補修しサービスの充実を図ります。

(2) 生活介護送迎車両整備事業

ご利用者様に安全・安心に施設サービスを利用して頂くため旧車両の送迎時の不安を解消し、サービスの充実を図ります。

(3) 相談支援事業営業車両配備（拡張展開）

地域に根ざした多様な実践、地域生活支援に密着した事業展開を図り地域住民との相互関係を構築し、相談支援の充実を図ります。

(4) 桜が丘晴山苑との協働による新規事業

地域における社会福祉推進の観点から福祉拠点として地域共生型施設への取組みを桜が丘晴山苑との一体的運営を検討します。

#### (5) 給排水管整備事業

給排水配管補修整備を実施し、ご利用者様に安全・安心・快適なサービスを提供いたします。

#### (6) 空き地利用計画の構想について

近隣住民のゲートボール練習場に解放しているが、地域福祉の多種多様なニーズに対応するため使用用途を検討します。

### 7. 地域との連携

社会福祉法第1条には「地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図る」とありまた、第4条において「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

当施設は、上記を踏まえ、地域住民が地域生活上の課題と向き合いながら、様々なサービスを選択し・利用し自分らしく生きていけるよう、相談支援事業を拠点とし、地域との連携強化を図ってまいります。

### 8. コンプライアンスに関すること

・当法人のコンプライアンス規定第8条に基づき制定された「コンプライアンスマニュアル」が有効に機能するよう、次の項目を実施いたします。

(1) コンプライアンスマニュアルに関する研修会を年2回開催します。

(2) コンプライアンス責任者及び担当者で構成するコンプライアンス会議を年2回開催し、コンプライアンスの推進を図ります。

### ※ 用語の説明

CS (Customer Satisfaction) = 顧客満足は、すべてがお客様とその期待から始まるという考え方のもとに、お客様に満足していただくために、何をどのように提供していくのかを考え、それを達成するための仕組みを作りあげる活動である。

ケアガイドライン=全国身体障害者協議会推奨する取組である、支援の基本的姿勢や、個別支援の実現とサービス提供体制に関わる内容、また、日常的な生活支援や良質かつ安心・安全な支援のための仕組みづくり、さらには、地域を支える福祉拠点としての取り組み等の内容で構成されるマニュアルである。